

第二百一回 参議院農林水産委員会會議録第七号

令和二年三月二十七日(金曜日)

午後一時五分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

山田 修路君
森 ゆうこ君

補欠選任

山下 雄平君
伊藤 孝恵君

出席者は左のとおり。

委員長 江島 潔君
理事 高野光二郎君
堂故 茂君
舞立 昇治君
徳永 エリ君
宮沢 由佳君

委員

岩井 茂樹君
野村 哲郎君
藤木 眞也君
宮崎 雅夫君
山下 雄平君
山田 俊男君
伊藤 孝恵君
石垣のりこ君
打越さく良君
郡司 彰君
河野 義博君
塩田 博昭君
谷合 正明君
石井 苗子君
紙 智子君
衆議院議員
農林水産委員長
吉野 正芳君

國務大臣

農林水産大臣 江藤 拓君

副大臣

農林水産副大臣 加藤 寛治君

事務局側

常任委員会専門 大川 昭隆君

本日の會議に付した案件

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(江島潔君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、山田修路君及び森ゆうこ君が委員を辞任され、その補欠として山下雄平君及び伊藤孝恵君が選任されました。

○委員長(江島潔君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び養豚農業振興法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江島潔君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、徳永君から発言を求められておりますので、これを許します。徳永エリ君。

○徳永エリ君 私は、ただいま可決されました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党、日本維新の会及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

平成三十年九月以降、国内における豚熱の発生を受け、農林水産省は、都道府県や関係省庁と連携し、防疫の基本となる飼養衛生管理の徹底、予防的ワクチンの接種、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン散布等を行い、豚熱の封じ込めに向けて対策を講じてきたところである。

一方、ワクチンや有効な治療方法がないアフリカ豚熱はアジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一層高まっている。国会においては、家畜の悪性伝染性疾病のまん延は我が国畜産業に深刻な打撃を与えるという認識の下に、本法律案の提出に先立ち、当分の間の措置を定めたアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とするための法整備を行ったところである。

豚熱を早期に終息させ、アフリカ豚熱等の悪性伝染性疾病の国内への侵入を防止することは、我が国の畜産の振興を図る上で最優先かつ最重要の課題であり、引き続き、政府、都道府県、関係者一体となつて家畜防疫に取り組む必要がある。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢、ヨーネ病等の伝染性疾病の脅威が引き続き存在しており、適切に対応していくことが求められている。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 都道府県が飼養衛生管理に係る指導等に積極的に取り組むために、都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定について十分な指導及び助言を行い、家畜の伝染性疾病の発生予防を図ること。

また、都道府県による飼養衛生管理に係る指導等の取組状況を正確に把握し、的確な指導を行うこと。特に、養豚農場における飼養衛生管理の水準が向上するよう措置すること。

二 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための措置に係る国、地方公共団体、家畜の所有者、関連事業者及び自衛防疫団体の相互の連携を強化し、実効性のある防疫措置を実施するために、協議会を積極的に開催し、その活用を図るとともに、獣医師である家畜防疫員の十分な確保など体制を強化すること。

また、人に危害を及ぼすおそれのある人獣共通感染症等の未知の家畜伝染性新疾病の発生に備え、実効性のある防疫措置の実施、予防法や治療法の開発等ができるよう、体制の整備を図ること。

三 家畜伝染病の発生時における適切かつ迅速な初動対応を実施するために、家畜の健康観察により特定症状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう、都道府県と連携しつつ、家畜の所有者その他畜産業従事者への周知を徹底すること。

四 海外からの畜産物の違法持込みに対する罰則強化、当該違反畜産物の廃棄等の家畜防疫官の権限強化については、厳格に運用し摘発を強化するとともに、外国政府、船舶・航空

会社及び旅行会社等を通じてその周知を徹底すること。 また、家畜防疫官の増員、検疫探知犬の増頭等により水際検疫に係る体制の充実・強化を図ること。 さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が海外でまん延している現状に鑑み、その国際的な拡散を防止するため、近隣諸国と協力し、疾病情報等の共有を進めるとともに、防疫対策の向上を推進すること。 五 野生動物に悪性伝染性疾病の発生が確認された場合においては、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令を含むまん延防止措置が的確に行われるよう速やかに都道府県知事に指示すること。 また、野生鳥獣の捕獲活動に従事する者の高齢化・減少が進む中、野生イノシシによる養豚農場への豚熱等の侵入リスクの軽減及び浸潤状況調査のため、関係者が緊密に連携して、戦略的にその捕獲を強化するとともに、陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進すること。 六 飼養衛生管理基準の見直しによるエコフイードに係る加熱処理条件の引上げについては、農場における遵守はもとより、食品リサイクル事業者が円滑に対応できるよう、施設の更新に係る低利融資等の支援を行うこと。 右決議する。 以上でございます。 何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。 ○委員長（江島潔君） ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。 〔賛成者挙手〕 ○委員長（江島潔君） 全会一致と認めます。よつ			
	て、徳永君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。 ただいまの決議に対し、江藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。江藤農林水産大臣。 ○国務大臣（江藤拓君） ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。 附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。 ○委員長（江島潔君） 次に、養豚農業振興法の一部を改正する法律案について採決を行います。 本案に賛成の方の挙手を願います。 〔賛成者挙手〕 ○委員長（江島潔君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。 なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○委員長（江島潔君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。 本日はこれにて散会いたします。 午後一時十五分散会		